

日印で特許審査ハイウェイ(PPH)の実施に大筋合意

2018年9月20日
JETRO ニューデリー

2018年8月22日、日本国特許庁(JPO)とインド商工省産業政策新興局(DIPP)は、第2回日印知的財産評価会合を東京で開催した¹。本会合を経て採択された共同声明²において、日印間の特許審査ハイウェイ(PPH: Patent Prosecution Highway)を2019年度第一四半期に開始することが大筋合意された。

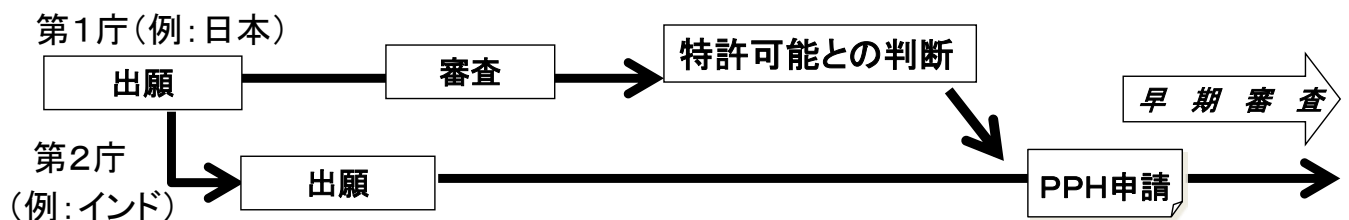
インドにおいて PPH のような二国間の早期審査協力が行われることは初の試みである。インド進出日系企業にとって特許権取得が容易になるだけでなく、インド進出を考えている企業の足掛かりとなる。

なお、日印 PPH 施行のためにはインドにおいて特許規則の改正等の手続が必要となるため、インド政府の今後の対応が注目される。

参考：特許審査ハイウェイ(PPH)とは？

PPH とは、ある国で特許権を取得可能と判断された出願に対し、後続の他国において簡易な手続で早期に審査を受けることができる枠組み。早期審査の申請要件が厳しいインドにおいても、新たに導入される PPH を利用することにより、早期審査を簡素な手続きで申請することができる。

PPH の申請イメージ：



以上

¹ <http://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180920002/20180920002.html>

² <http://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180920002/20180920002-2.pdf>